下関市動物愛護推進員公募要領

1 目 的

地域における動物の適正飼養の普及や動物愛護精神の高揚を図り、人と動物が共生する社会づくりを推進するために、積極的・自主的な活動をしていただくボランティアとして、下関市動物愛護推進員を募集する。

2 募集人数

18名程度

3 選考基準

- (1) 下関市内で活動できる18歳(令和7年4月1日現在)以上の者。
- (2) 地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者
- (3)動物愛護管理行政の推進に協力できる者

4 任 期

令和7年4月の委嘱日から令和9年3月31日まで

5 活動内容

動物の愛護及び管理に関する法律第38条第2項に掲げる活動内容で具体的な活動事例は別紙のとおりです。

6 報酬等

無報酬

但し、センターが主催する譲渡前講習会やイベント等に参加する際の交通 費については、予算の範囲内で支給する。

※令和7年度予算成立を条件とする。

7 選 考

応募書類及び面接審査により選考する。(継続応募者は審査不要とする。)

8 結果通知

選考結果は、応募した者全員に個別に通知する 個別の成績については返答しない

9 応募方法

下記必要書類に必要事項を記入のうえ、提出期間内に下関市動物愛護管理センターまで提出のこと

- 10 提出書類等
- (1) 応募用紙
- (2) 作文用紙

以下の内容を800字程度にまとめて提出

- ① 動物愛護推進員応募の動機について
- ② 動物愛護推進員としてどのような活動がしたいか
- ※継続応募の場合は作文不要。
- (3) 書類の提出先

 \mp 7 5 1 - 0 8 8 1

下関市大字井田

下関市動物愛護管理センター

- (4) 書類の提出方法 持参、郵送若しくはメール
- (5)提出期間

令和6年12月2日(月)から令和7年1月24日(金)まで(必着)

[下関市動物愛護推進員の活動事例]

- (1) 適正飼養推進への協力 (飼育方法に問題のある飼い主への助言等)
- (2) センター譲渡事業の協力 (譲渡前講習会受付・譲渡会手伝い等)
- (3) 譲渡に関する市民からの相談受付
- (4)各種啓発(チラシ等の作成・配布、猫の適正飼養に関するガイドライン の配布、不妊去勢手術の啓発など)
- (5)推進員情報交換の参加
- (6) 動物愛護週間行事への協力 (イベント企画・運営協力)
- (7)推進員研修会の参加
- (8) 犬のしつけ方教室参加(しつけの研修、啓発)
- (9) 災害時において、市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策 への協力
- (10) その他、動物愛護管理センター事業への参加・協力